

証券コード 3486

(発信日) 2023年3月9日  
(電子提供措置の開始日) 2023年3月3日

## 株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号  
株式会社グローバル・リンク・マネジメント  
代表取締役社長 金 大 仲

### 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の予防措置を講じたうえでの開催を予定していますが、当日のご出席につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況及びご自身の健康状態をご考慮いただき、ご検討いただきますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.global-link-m.com/ir/library/enterprise/>



#### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3486/teiji/>



#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グローバル・リンク・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「3486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、株主様からは、事前に質問を受け付けたうえで、皆様のご関心が高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙またはインターネット等により事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

**1. 日 時** 2023年3月29日（水曜日）午前10時

**2. 場 所** 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内  
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネットルーム  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、  
お間違えのないようご注意ください。)

**3. 目的事項  
報告事項** 1.第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2.会計監査人及び監査等委員会の第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項  
議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

**4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）**

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。  
なお、議決権行使についてのご案内は、【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事前質問の受付につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする別紙をご参照ください。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面の記載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

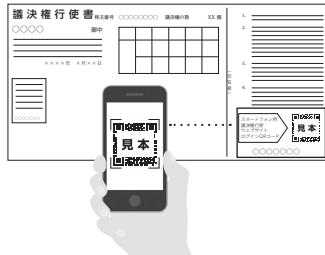
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

\*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
  
「ログイン」を  
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力  
  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください  
  
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

\*操作画面はイメージです。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事 業 報 告

(2022年1月1日から)  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### 全般的な事業の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和により、個人消費を中心とした経済活動正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、急激な物価高騰や為替変動等、依然予断を許さない状況ではあります。

日本の不動産投資市場においては、相対的な資金調達コストの低さにより、海外機関投資家による投資意欲が引き続き見受けられる状況であります。

このような経済状況のもとで、当社グループは、レジデンス(マンション)商品の開発・販売を中心として事業展開をしてまいりました。当連結会計年度においては、1棟バルク販売が順調に進捗しました。1棟バルク販売「まとめて販売」の推進による付加価値向上により、物件の販売価格が上昇しました。販売価格の上昇に伴い売上総利益が増加する一方、1棟バルク販売による販売効率化で経費を抑制できました。また、環境対応物件の開発についても順調に進捗しており、2023年12月期販売予定分・2024年12月期販売予定分の2ヶ年累計で目標としている数値をすでに達成、超過しております。

この結果、当連結会計年度は、売上高35,673,388千円、営業利益2,610,686千円、経常利益2,278,850千円、親会社株主に帰属する当期純利益1,458,850千円となりました。当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との比較分析は行っておりません。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は「連結注記表(会計方針の変更に関する注記)」に記載のとおりであります。

##### 事業別概況

事業セグメントごとの業績(売上高は外部顧客への売上高)は次のとおりであります。

##### (不動産ソリューション事業)

当連結会計年度は、1棟バルク販売を中心として販売活動を推進しました。マンション1棟販売については23棟・797戸実施しており、新築物件や中古物件を182戸区分販売しました。

この結果、当連結会計年度の当セグメントの売上高は32,817,343千円、セグメント利益は3,463,230千円となりました。

## (プロパティマネジメント事業)

当連結会計年度末は、管理戸数2,727戸となりました。

この結果、当連結会計年度の当セグメントの売上高は2,856,044千円、セグメント利益は206,424千円となりました。

## 事業別売上高

事 業 区 分	第18期 (当連結会計年度) (2022年12月期)		
	金額	構成	比
不動産ソリューション事業	32,817,343千円		92.0%
プロパティマネジメント事業	2,856,044		8.0
合 計	35,673,388		100.0

## ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等より物件・開発用地の仕入資金として23,582,890千円の借入・資金調達、納税・運転用資金として1,367,332千円の借入、および以下のとおり社債発行を行い、総額25,050,222千円の資金調達を行っております。

会 社 名	発 行 銘 柄	発 行 日	発 行 総 額	償 還 期 日
当社	第2回無担保社債	2022年9月20日	100,000千円	2027年9月20日

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期)	第17期 (2021年12月期)	第18期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	25,086,370	26,840,602	—	35,673,388
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	867,177	686,346	—	1,458,850
1株当たり当期純利益(円)	114.78	90.24	—	183.56
総資産(千円)	16,158,133	19,029,136	—	32,319,788
純資産(千円)	3,853,427	4,478,741	—	6,446,485
1株当たり純資産額(円)	509.40	579.01	—	808.76

- (注) 1. 第17期は非連結決算に移行したため非表示にしており、当連結会計年度より再び連結決算に移行したことから、連結計算書類での財産及び損益の状況を記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期)	第17期 (2021年12月期)	第18期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	22,671,445	24,313,146	30,675,279	35,545,819
当期純利益(千円)	753,573	558,405	1,423,767	1,453,590
1株当たり当期純利益(円)	99.74	73.41	182.11	182.90
総資産(千円)	15,526,793	18,232,384	21,767,202	32,299,475
純資産(千円)	3,540,841	4,038,214	5,235,725	6,440,813
1株当たり純資産額(円)	468.08	522.06	660.85	809.01

- (注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G&G Community	10,000千円	60.0%	分譲マンション総合管理業

#### (4) 対処すべき課題

当社では、経営方針・経営環境認識・中期経営計画をふまえ、以下の経営課題に取り組んでまいります。

##### ① 環境配慮物件

当社は、地球環境と共に存し、より良い社会を実現するため、持続可能な開発に向けた活動を積極的に行うという方針のもと、2022年2月「ZEHデベロッパー」登録を完了いたしました。開発物件の環境配慮対応を進め2024年12月期において自社開発物件対応100%を計画し、BELS 4つ星以上もしくはZEH-M Orientedなどの環境認証の取得を進めております。2022年12月末時点において環境認証を11棟取得し、計画に対して順調な進捗となっております。また、2024年12月期における自社開発物件以外の環境配慮物件の取扱比率50%を計画しておりますが、そちらの達成に向けて、取引先含めた関係各社からの協力を得られる体制整備を進めてまいります。自社開発物件以外でもパートナーとの連携を深め、環境配慮物件の比率向上を進めることで、今後、予想される新築物件に対する国・地方自治体による規制強化にも迅速に対応可能と考えております。

##### ② 仕入ルートの拡充・開発エリア拡大

当社の主要な事業基盤である東京23区内での事業用地や仕入物件の確保は、地価の上昇に加え、他社との競合もあり、厳しさを増すものと想定されております。当社は、レジデンス用地仕入部門の人員増強による仕入拡大と、オフバランス開発による仕入の加速化を進め、新築レジデンス1棟バルク販売に積極的に取り組んでまいります。加えて、開発用地の継続的、安定的な確保のため、仕入エリアを1都3県に拡大するとともに、2023年度より事業用地等の仕入を行う事業部（用地仕入事業グループ）を立ち上げ、新たな仕入チャネルを増やし事業機会を創出してまいります。

##### ③ 新規事業の展開

当社では、中長期での安定的な収益基盤の確立及び成長加速を目指しております。そのためには現在主力としているレジデンス以外にも中長期的には商品ラインナップを拡充する必要があると認識しており、2023年度よりオフィスビルを取り扱う事業部（ビルディング事業グループ）を立ち上げた他、ロジスティクス（物流施設）開発の検討も引き続き進めてまいります。

また、中長期的な成長のためには、その他の新規事業にも進出する必要性を認識しており、将来に向けた研究・調査を行ってまいります。

##### ④ 財務体质の強化

当社の不動産ソリューション事業における販売用不動産の購入資金は、主に金融機関からの借入により賄っております。金融機関との良好な関係を維持するとともに資金調達手段の多様化に取り組むのはもちろんのこと、持続可能な成長戦略を可能とするため、戦略的に財務体质の強化を図ってまいります。

##### ⑤ サステナビリティの推進

当社では、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念を掲げております。不動産に

は、人々や企業の「資産」及び活動を支える「社会基盤」としての役割があります。当社は、世界中の人々の幸せにLinkすることを使命と考え、地球環境や社会・経済課題に取り組み、不動産の新たな可能性を追求します。このような理念の下、環境配慮物件の開発やレジデンス・ロジスティクスといったインフラ構築を通して、首都圏No.1のサステナブルな不動産業者を目指してまいります。また、プライム市場で求められるESG情報開示も段階的に進めてまいります。

#### ⑥ 優秀な人材の確保と育成

当社では、ステークホルダーの皆様の信頼を獲得できる人材を確保・育成することが企業価値の源泉であると認識しております。こうした人材の採用と育成を重要な経営課題の一つとして捉え、適時適切な採用活動により優秀な人材の確保を進めるとともに、全社員への宅地建物取引士資格の取得支援をはじめとした資格取得支援制度を充実させ社員のスキルアップを促進しております。

また、当社において定めている一般事業主行動計画においては、非管理職のキャリアアップ研修を実施し次世代の育成を図り、管理職の女性社員割合を高めるための環境を整備する取り組みを掲げております。そちらの計画を推進し達成するとともに、各部門での育成計画及びMBO(目標管理制度)により人材の育成に努めてまいります。

#### ⑦ コンプライアンスへの取り組みとコーポレート・ガバナンスの強化

当社では、持続的成長を可能とする基盤の確立に向けて、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。そのため、リスク対策・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス違反事案の発生を未然に防止するとともに、発生してしまった事案に対する損失の軽減に努めております。また、日常業務における関係法令遵守を徹底するとともに、従業員の意識向上のためのコンプライアンス教育・定着活動に継続的に取り組み、コンプライアンス違反が起きない体制整備を引き続き進めてまいります。

また、スキル・マトリックスに基づく役員の選任、ジェンダー、国際性、職歴、年齢等に留意した執行体制の構築等、経営における多様性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化にも努めてまいります。

#### ⑧ 上場維持基準適合に向けた取り組み推進

当社は、プライム市場に上場維持することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する上で必要であると考えております。

2021年12月20日に適時開示した「プライム市場上場維持基準適合に向けた計画書」<sup>\*</sup>に記載した通り、2025年12月期末までに「流通株式時価総額」適合に向けて、企業理念である「不動産を通じて豊かな社会を実現する」に基づき策定した「GLM VISION 2030」および「2022年中期経営計画」の達成をはじめとした各種施策を推進してまいります。

\*“新市場区分における「プライム市場選択」の選択申請および上場維持基準適合に向けた計画書”  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3486/tdnet/2061710/00.pdf>

## (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業	事業内容
不動産ソリューション事業	マンションの開発、マンション新築完成物件・中古物件仕入及び開発・仕入をしたマンションの販売
プロパティマネジメント事業	マンションのプロパティマネジメント業務の受託

## (6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

## ①当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

## ②子会社

名称	所在地
株式会社G&G Community	東京都中央区日本橋室町四丁目1番5号

## (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産ソリューション事業	104(3)名	—
プロパティマネジメント事業	23(3)名	—
合計	127(6)名	—

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127(6)名	8名増(2名増)	33.7歳	5.2年

- (注) 使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社SBJ銀行	2,082,494千円
ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社	1,610,000
株式会社きらぼし銀行	1,357,971
オリックス株式会社	1,190,000
株式会社香川銀行	1,117,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況及び会社役員の状況等

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 25,600,000株

② 発行済株式の総数 7,961,444株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、  
発行済株式の総数は38,692株増加しております。

③ 株主数 12,264名 (前期末比81名減少)

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社G 2 A	2,701,500株	33.93%
金 大仲	1,739,000	21.84
富永 康将	329,000	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	180,800	2.27
鈴木 東洋	107,900	1.35
富田 直樹	104,400	1.31
株式会社谷口工務店	71,100	0.89
山森 正雄	47,800	0.60
株式会社SBI証券	35,277	0.44
中山 美音	35,000	0.43

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。）	32,900株	4名

(注) 当社の株式報酬等の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員の状況 ⑤ 役員の報酬等の額又は  
その算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2016年8月10日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)1		普通株式160株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込 は要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額 (注)1		新株予約権1個当たり 2,140円 (1株当たり134円)
権利行使期間		2018年8月23日から 2026年8月10日まで
付与対象者の区分及び人数		監査等委員である取締役1名
行使の条件		(注)2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名
	監査等委員である 取締役	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 32株 保有者数 1名

- (注) 1. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式分割後の数値を記載しております。
2. 行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 大 仲	(株)G 2 A 代表取締役
取締役	富 永 康 将	
取締役	鈴 木 東 洋	(株)G&G Community 代表取締役 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役
取締役	富 田 直 樹	
取締役（監査等委員・常勤）	賀 茂 淳 一	
取締役（監査等委員）	琴 基 浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 西 和 幸	田辺総合法律事務所パートナー

#### ② 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鈴 木 東 洋	取締役 (株)G&G Community 代表取締役	取締役 (株)G&G Community 代表取締役 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役	2022年10月1日

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）賀茂淳一氏、取締役（監査等委員）琴基浩氏、取締役（監査等委員）中西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレートガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役（監査等委員）賀茂淳一氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
4. 2023年1月1日付で、取締役 富永康将氏は、執行役員（兼）ビルディング事業グループ長に就任しております。

5. 2023年1月1日付で、取締役 富田直樹氏は、執行役員（兼）用地仕入事業グループ長に就任しております。
6. 当社は、社外取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

### ⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等

当社は、2022年2月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を一部改定のうえ、決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです

#### a. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）における、個人別固定報酬の額につきましては、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、指名報酬諮問委員会の答申を受けて、総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定期株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役における、業績連動報酬（賞与）につきましては、2020年2月21日開催の取締役会決議により、新たに導入しており、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき、固定報酬と合計して年額300百万円以内の範囲で支給することとしております。

その指標は、中期経営計画の数値目標の1つとして掲げている経常利益とし、事業年度における目標達成時に限り支給することとしております。

各取締役への支給額は、経常利益（賞与計上前）実績から賞与原資を算出し、その範囲内で、指名報酬諮問委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ( i )譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

### ( ii )譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### ( iii )譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### ( iv )組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、上記のとおり固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成しており、業績目標達成時における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の比率は、業績目標の達成度合い等を踏まえて決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・固定報酬 指名報酬諮問委員会の答申を受けて、定時株主総会後の取締役会で決議の上、4月より月例で支給。
- ・業績連動報酬 事業年度の実績に基づき、賞与原資を計算し、指名報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会で決議のうえ、4月に支給。
- ・非金銭報酬 指名報酬諮問委員会の答申を受けて、4月の取締役会にて譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、5月に割当を実施。

口. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## ハ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	184,893 (-)	114,562 (-)	44,000 (-)	26,331 (-)	4名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29,400 (29,400)	29,400 (29,400)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	214,293 (29,400)	143,962 (29,400)	44,000 (-)	26,331 (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
3. 上記の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定する旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
5. 業績運動報酬に係る業績指標は、中期経営計画における指標であることから、経常利益(賞与計上前)を選定しており、その実績は2,322,850千円であります。当該業績運動報酬の額の算定方法は、「イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 b. 業績運動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。
6. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額26,331千円が含まれております。

### ⑥ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役賀茂淳一氏は、中小企業診断士であります。
- ・監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナーであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して 行った業務の概要
監査等委員である取締役	賀 茂 淳一	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。</p> <p>常勤の監査等委員として、取締役会、監査等委員会及び社内重要会議体に出席し、中小企業診断士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である取締役	琴 基 浩	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である取締役	中 西 和 幸	<p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が4回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項ありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながるとしております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

##### (内部統制システム整備の状況)

###### A. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないものとします。

②監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

###### B. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めることができるものとします。

②取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行うものとします。

③取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとします。

④監査等委員に上記②または③の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用するものとします。

###### C. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつものとします。

②監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

#### D. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努めるものとします。
- ②「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行うものとします。
- ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行うものとします。
- ④内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努めるものとします。
- ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応するものとします。

#### E. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証するものとします。

#### F. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討するものとします。

#### G. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、定期取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行うものとします。
- ②「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行うものとします。

#### H. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとします。
- ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及びグループ全体の業務の適正を確保するための体制の構築と運用を行っております。

### ②コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論を行っております。法務部によるコンプライアンスに関する研修・啓発活動の他、外部講師による定期的な研修、経営者による全社的情報発信を行っております。また内部通報制度に基づく相談窓口の存在の周知を徹底して行っております。その他ハラスマント防止活動を組織的に推進しております。

### ③リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、リスクの洗い出し・管理を行っております。重要なリスクを一元的に管理することにより有効的かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。またリスク事象が発生した場合、速やかに「リスク事象報告」を行うこととなっており、その後の当該事象の再発防止計画の策定・一定期間のモニタリングの実施といったところまで管理体制を整備・運用しております。

### ④子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。

### ⑤取締役の職務執行

当期取締役会を17回開催(左記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議4回)しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

### ⑥監査等委員会

当期監査等委員会を12回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。また、会計監査人、内部監査責任者と定期的な情報交換を行っており、加えて必要に応じた適宜の情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当

等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度におきましては、期末配当を1株当たり52円50銭といたしました。

非レジデンス領域をはじめ出資やM&A等エクイティでの投資を要する可能性を踏まえ、ベース配当金は据え置きます。ただし、SPC投資目標額等に対し、投資先が見つからなかった場合、配当やその他の還元に充当します。投資が出来なかった場合、従来通り30%の配当性向を目指とします。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,551,738	流 動 負 債	14,565,764
現 金 及 び 預 金	3,531,535	短 期 借 入 金	4,923,932
販 売 用 不 動 産	5,947,600	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債	48,000
仕 掛 販 売 用 不 動 産	19,805,594	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,557,944
貯 藏 品	2,599	未 払 金	1,807,336
前 渡 金	884,689	未 払 法 人 税 等	728,457
そ の 他	384,019	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	7,804
貸 倒 引 当 金	△4,301	そ の 他	492,289
		固 定 負 債	11,307,537
固 定 資 産	1,768,049	社 債	182,000
有 形 固 定 資 産	1,307,818	長 期 借 入 金	11,020,336
建 物	606,004	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	5,602
土 地	670,486	そ の 他	99,598
そ の 他	31,326		
無 形 固 定 資 産	109,821	負 債 合 計	25,873,302
投 資 そ の 他 の 資 産	350,410	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	14,400	株 主 資 本	6,438,812
関 係 会 社 株 式	41,489	資 本 金	553,533
出 資 金	350	資 本 剰 余 金	353,533
繰 延 税 金 資 産	278,325	利 益 剰 余 金	5,531,824
そ の 他	17,944	自 己 株 式	△78
貸 倒 引 当 金	△2,100	非 支 配 株 主 持 分	7,673
資 产 合 計	32,319,788	純 資 産 合 計	6,446,485
		負 債 純 資 産 合 計	32,319,788

# 連結損益計算書

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	35,673,388
売 上 原 価	29,810,201
売 上 総 利 益	5,863,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,252,500
営 業 利 益	2,610,686
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	1,987
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,440
雜 収 入	3,421
そ の 他	32
	6,880
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	319,461
投 資 事 業 組 合 運 用 損 他	16,199
そ の 他	3,055
	338,716
経 特 別 常 利 益	2,278,850
固 定 資 産 売 却 益	1,700
	1,700
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,280,550
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	974,788
法 人 税 等 調 整 額	△155,634
当 期 純 利 益	819,153
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,461,397
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,546
	1,458,850

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	539,096	339,096	4,350,270	—	5,228,464
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14,436	14,436			28,872
剩 余 金 の 配 当			△277,296		△277,296
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			1,458,850		1,458,850
自 己 株 式 の 取 得				△78	△78
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 ( 純 領 額 )					—
当 期 変 動 額 合 計	14,436	14,436	1,181,554	△78	1,210,348
当 期 末 残 高	553,533	353,533	5,531,824	△78	6,438,812

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 產 合 計
当 期 首 残 高	5,126	5,233,590
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		28,872
剩 余 金 の 配 当		△277,296
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益		1,458,850
自 己 株 式 の 取 得		△78
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 ( 純 領 額 )	2,546	2,546
当 期 変 動 額 合 計	2,546	1,212,895
当 期 末 残 高	7,673	6,446,485

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,517,915	流動負債	14,551,124
現金及び預金	3,497,722	短期借入金	4,923,932
販売用不動産	5,947,600	1年内償還予定の社債	48,000
仕掛販売用不動産	19,805,594	1年内返済予定の長期借入金	6,557,944
貯蔵品	2,599	未 払 金	1,795,043
前渡金	884,689	未 払 法 人 税 等	726,958
その他の	384,009	転貸事業損失引当金	7,804
貸倒引当金	△4,301	そ の 他	491,440
固定資産	1,781,560	固 定 負 債	11,307,537
有形固定資産	1,307,818	社 債	182,000
建物	606,004	長 期 借 入 金	11,020,336
土地	670,486	転貸事業損失引当金	5,602
その他の	31,326	そ の 他	99,598
無形固定資産	109,821	負債合計	25,858,661
投資その他の資産	363,920	(純資産の部)	
投資有価証券	14,400	株主資本	6,440,813
関係会社株式	55,000	資本金	553,533
出資金	350	資本剰余金	353,533
繰延税金資産	278,325	資本準備金	353,533
その他の	17,944	利益剰余金	5,533,825
貸倒引当金	△2,100	その他利益剰余金	5,533,825
資産合計	32,299,475	繰越利益剰余金	5,533,825
		自己株式	△78
		純資産合計	6,440,813
		負債純資産合計	32,299,475

## 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		35,545,819
売 上 原 価		29,683,819
売 上 総 利 益		5,862,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,259,669
営 業 利 益		2,602,331
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1,987	
雜 収 入	3,421	
そ の 他	32	5,440
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	319,461	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	16,199	
そ の 他	3,055	338,716
経 常 利 益		2,269,055
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,700	1,700
税 引 前 当 期 純 利 益		2,270,755
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	972,799	
法 人 税 等 調 整 額	△155,634	817,165
当 期 純 利 益		1,453,590

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	539,096	339,096	339,096	4,357,531	4,357,531	—	5,235,725	5,235,725			
当期変動額											
新株の発行	14,436	14,436	14,436				28,872	28,872			
剰余金の配当				△277,296	△277,296		△277,296	△277,296			
当期純利益				1,453,590	1,453,590		1,453,590	1,453,590			
自己株式の取得						△78	△78	△78			
当期変動額合計	14,436	14,436	14,436	1,176,294	1,176,294	△78	1,205,088	1,205,088			
当期末残高	553,533	353,533	353,533	5,533,825	5,533,825	△78	6,440,813	6,440,813			

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原賀恒一郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大久保照代  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 原賀恒一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大久保照代

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント  
監 査 等 委 員 会  
常勤監査等委員 賀 茂 淳 一 印  
監 査 等 委 員 琴 基 浩 印  
監 査 等 委 員 中 西 和 幸 印

（注）監査等委員 賀茂 淳一、 琴 基浩及び 中西 和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	きむ 金 大 仲 (1974年6月2日)	<p>1997年4月 (株)商工ファンド入社</p> <p>1997年10月 (株)ティマン入社</p> <p>2003年12月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年3月 当社設立 当社代表取締役</p> <p>2007年11月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役</p> <p>2015年10月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年11月 (株)G2A 代表取締役（現任）</p> <p>2016年8月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 (重要な兼職の状況) (株)G2A 代表取締役</p>	1,739,000株
2	とみ 富 永 康 将 (1980年4月26日)	<p>2003年4月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年4月 当社入社</p> <p>2005年5月 当社専務取締役</p> <p>2015年1月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>2015年7月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役</p> <p>2018年1月 当社専務取締役</p> <p>2019年1月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>2020年1月 当社専務取締役 アセットマネジメント事業本部長</p> <p>2021年1月 当社専務取締役</p> <p>2021年3月 当社取締役</p> <p>2023年1月 当社取締役執行役員兼ビルディング事業グループ長（現任）</p>	329,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	鈴木東洋 (1976年9月24日)	<p>1995年4月 ヤナギダ陸運(株)入社</p> <p>2002年12月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年4月 当社入社</p> <p>2005年5月 当社取締役管理部長</p> <p>2009年9月 (株)AMBITION 社外取締役</p> <p>2015年1月 当社取締役管理本部長</p> <p>2021年1月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年2月 (株)G&amp;G Community 代表取締役(現任)</p> <p>2022年10月 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>(株)G&amp;G Community 代表取締役</p> <p>SAGLアドバイザーズ(株) 取締役</p>	107,900株
4	富田直樹 (1979年12月26日)	<p>2003年4月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年7月 当社入社</p> <p>2006年8月 当社取締役営業部長</p> <p>2015年1月 当社取締役営業本部 担当副本部長</p> <p>2018年1月 当社取締役営業本部長</p> <p>2019年1月 当社取締役海外事業本部長</p> <p>2022年1月 当社取締役</p> <p>2023年1月 当社取締役執行役員兼用地仕入事業グループ長(現任)</p>	104,400株

(注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を含む)、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

#### ① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

#### ② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

以上

## ■ (参考) スキルマトリックス

当社は、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、様々な環境変化に対応し、競争に勝ち抜き、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現します。

また、人々の幸せと豊かな社会に「リンク」し、ガバナンス体制の充実や、サステナビリティを重視した経営に取り組んでいます。

2022年2月に「GLM VISION 2030」を公表しましたが、当社の取締役は、これらを実現する上で必要な資質を有しており、その詳細は以下の通りになります。

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス

氏名	当社における地位	企業経営	不動産ビジネス	ESG	IT DX	財務会計	人材組織	法務リスク	ガバナンス
金 大仲	代表取締役社長	●	●	●	●		●		
富永 康将	取締役・執行役員		●	●				●	
鈴木 東洋	取締役		●			●		●	●
富田 直樹	取締役・執行役員		●					●	
賀茂 淳一	監査等委員（常勤）				●		●		●
琴 基浩	監査等委員	●				●			
中西 和幸	監査等委員		●	●				●	●

(※) 本表は各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

(※) 「企業経営」スキル保有者は、代表経験者（子会社、関係会社を除く。）となります。

■スキルの内容と選定理由

項目	ス キ ル の 内 容 及 び 選 定 理 由
企 業 経 営	取締役の本職は「経営判断」であることから、取締役会のまとめ役となる取締役においては企業経営に関する経験・スキルを有している事が有効であると考えます。当社では、代表経験者（子会社・関係会社を除く。）を企業経営スキルの保有者と定義しております。
不動産ビジネス	既存事業の拡大及び新規事業進出にあたり、業界経験として、不動産ビジネスに精通した経験・スキルを有している事が必要と考えます。
E S G	企業の社会的責任を果たし、事業活動を中長期的に発展させるには、社会や環境の課題など、幅広い視点で見据えられるESG・サステナビリティに関する経験・スキルが必要と考えます。
I T ・ D X	業務効率を向上させるための鍵となる、ITシステムの構築及びDX化は必須の課題であり、情報系の経験・スキルを有しているスペシャリストを、取締役として登用する事は有効であると考えております。
財 务 ・ 会 計	財務スキルを有する取締役は、「資金調達」の要として重要な役割を果たします。また、会計スキルを有する取締役は、粉飾決算などの不正会計を未然に防ぎ、企業の会計上のコンプライアンスを確保する役割も期待されます。
人 材 ・ 組 織	企業の資産である人材を採用し、快適な環境で当社の発展に貢献してもらうべく、人材・労務・人材開発の経験・スキルを持った取締役を登用する事は有効であると考えます。
法 务 ・ リ ス ク	企業が持続的に成長を続けていくうえでは法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントは、不可欠な問題であります。取締役の中に法務やリスクマネジメントの経験・スキルの保有者を登用する事で、健全かつ安定した経営を実現します。
ガ バ ナ ン ス	企業は、ガバナンス体制を強化させることで、不正を監視する体制を確立させ、経営戦略や財務状況を開示し、企業経営の透明化を図る必要があります。取締役の中にガバナンスに関する経験・スキルを有する取締役を登用する事は健全経営に有効であると考えます。

## GLM VISIONの達成に向けて

～ GLM VISION 2030 不動産×環境×DXにより サステナブルな不動産開発・運用No.1 ～

### 既存事業の拡大と新規事業への進出に向けて

既存事業の拡大は勿論、新規事業進出についても、業界経験として、不動産ビジネスに精通した経験・スキルを有している事が必要と考えます。

**不動産ビジネス**

**IT・DX**

また、現代、業務効率を向上させるための鍵となる、ITシステムの構築及びDX化は必須の課題であり、情報系の経験・スキルを有しているスペシャリストを、取締役として登用する事は有効であると考えます。

### ガバナンス体制の強化とリスク回避

企業が持続的に成長を続けていくうえでは法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントは、不可欠な問題であります。

**法務・リスク**

**ガバナンス**

また、ガバナンス体制を強化させることで、不正を監視する体制を確立させ、企業経営の透明化を図る必要があります。

法務、リスクマネジメント、ガバナンスに関する経験・スキルを有する取締役を登用する事は健全経営に有効であると考えます。

### 人材・組織の強化と財務・会計の透明性の確保

企業の最も重要な経営資源である「ヒト」を採用し、快適な環境で当社の発展に貢献してもらうべく、人材・労務・人材開発の経験・スキルを持った取締役を登用する事は有効であると考えます。

**人材・組織**

**財務・会計**

また、財務スキルを有する取締役は、事業活動の投資に必要な「資金調達」の要として、会計スキルを有する取締役は、不正会計を未然に防ぎ、企業の会計上のコンプライアンスを確保する重要な役割を果たすと考えます。

### サステナブルな企業経営を目指して

企業の社会的責任を果たし、事業活動を中長期的に発展させるには、社会や環境の課題など、幅広い視点で見据えられるESG・サステナビリティに関する経験・スキルを保有する事が必要であると考えます。

**ESG**

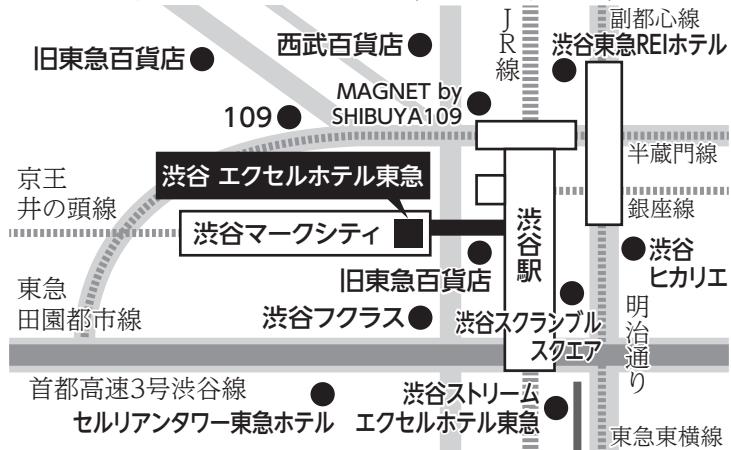
**企業経営**

環境については環境配慮物件の開発を通して、社会・経済に対してはレジデンス・ロジスティックスのインフラ構築を通して、首都圏No.1のサステナブルな不動産業者としての企業経営を目指してまいります。

以上

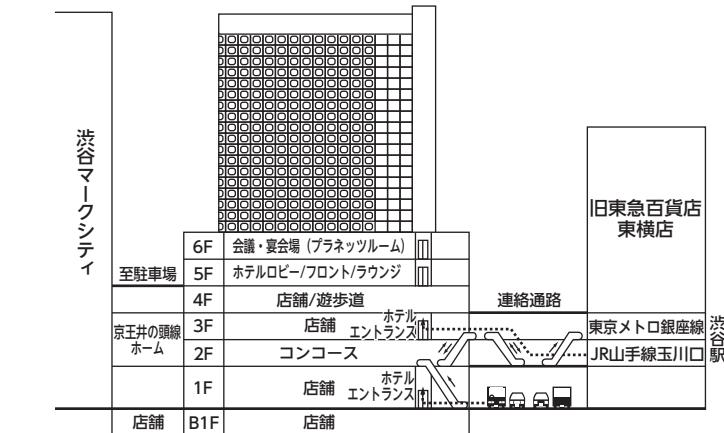
# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内  
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム  
 連絡先: 03-5457-0109 (ホテル代表番号)



## 交通のご案内

- JR (山手線・埼京線) ・ 東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線) ・ 東急 (東横線・田園都市線) 「渋谷駅」直結
- 京王井の頭線 「渋谷駅」上部



- 1階又は3階から渋谷エクセルホテル東急専用エレベーターにて6階に  
 お越しください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。